

政教時報

第一號

明治三十一年一月一日

(版權登錄出願中)

佛教徒國民同盟會綱領

- 一、本會は佛教徒國民同盟會と稱す
- 二、本會は僧侶を除き佛教各宗信徒及通佛敎的道德の感化を受けたるものを以て組織す
- 三、本會の目的は佛教本來の面目を發揮し其感化によりて先づ國民の一致力を鞏固にし漸く富國の術を講じて國家の獨立と社會の文明とに資せんとするにあり
- 四、右の目的を達せんが爲に本會が着手すべき事業の方針を定むること左の如し
 - (イ) 各宗管長及各宗高僧に本會の贊助を求むること
 - (ロ) 各宗僧侶を獎勵し其學徳を修め其品位を高めしめ又其從來の惡弊を改善せしむること
 - (ハ) 政府をして公認敎の制度を立てしむること
 - (ニ) 政府をして速かに非公認敎に對する處置を明ならしむること
 - (ホ) 政府をして公認敎を保護せしむること
 - (ヘ) 又其監督を嚴にせしむること
 - (コ) 殖産興業の道を講ずること
 - (ク) 社會問題を研究し社會的慈善事業を興すこと
 - (ケ) 新聞雜誌其他有益の書籍類を發刊すること
 - (コ) 佛教の繁榮を妨げんとする不正の行爲を爲すものあるを見認むるときは國民の區別なく自衛上飽くまで之を排斥すること
- 五、本會は佛教各宗の合同は勿論他宗敎と雖宗義及宗制上我團體と衝突せざる宗派は相提携して社會の改善を謀らんことを期す

政教時報

發刊の辭

空論の時代は過ぎて、實行の舞臺は眼前に顯はれたり、文を鍊り句を鍛ふは、予輩之を文學者に譲らむ、言を壯にし聲を大にするは、世間往々其人に乏しからず、而して他を罵り世を譏るに至りては、殊に予輩の不能なる所とす、然れどもいふべきに當りて之を黙し、行ふべきをさせて逸を貪ぼる、是れ天然の職分を盡したるものといふべからず、今や我國民は宗教を無用視し、道德を嘲り、風俗習慣を重んぜず、政治家は宗教を離れて政治を行ひ、哲學者は道德を忘れて道理を尋ね、實業家は正義を顧みずして金錢を求め、教育家は宗教家を排斥して敎育の完備を期せんとするもの多し、而して人情風俗は、かゝる政治家、かゝる哲學者、かゝる教育家、かゝる實業家によりて、日本今日の狀態となれり、日本の文明は果して之によりて満足することを得べきか、思ふに日本國家には生命あり、未だ信仰なく未だ道德なし、豈いふべきの時に非ずや、行ふべきの時に非ずや、即ち先づ本誌を發刊する所になり、而して其實行に至りては、乞ふ之を佛教徒國民同盟會の行動に見よ、只本誌の勉めんとする所は、言の簡にして實の全からんことにあるのみ

佛教徒國民同盟會の抱負

明治三十一年十月二十九日、柳橋柳光亭に於て發會式を舉げたる我同盟會が有する所の抱負は左の數件に外ならず

一、佛教本家の面目を尊重し、其感化によりて國民の一致力を鞏固にすること

一、佛教徒を團結し、之をして我國家の擁護者たるを自任せしむること

一、殖産興業を獎勵して富國の圖に資すること

一、佛教内に蟻居せる従来の惡習を改善すること

一、社會の罪惡を防止し之が改善を企つること

一、社會問題を研究し社會的慈善的の事業を起すこと

一、國民教育を獎勵すること

一、政府をして公認教制度を確立せしむること

予輩は抱負の大にして、實の擧げざらんことを恐る、予輩同盟會員が前より其抱負に背かざらんことを誓ひると共に全國の佛教徒、及び至誠なる愛國者に對て、切實なる忠告と寛大なる保護を與へられんことを希望す

公認教制度確立の必要

維新以後、政府が神佛二道に對する宗教政策を見るに、亞米利加に於て行はるる所の放任制度によらず、又露國に於て行はるる所の國教制度によらず、獨逸等の諸國に行はるる所の公認教制度によらんとするの意あるが如し、明治五年六月九日教部省達第四號を見るに、自今各宗教總管長一名を置き、一宗末派の取締向等を命ずる云々の語あり、是れ神佛二道をして公の事件と認め、神官僧侶を以て政府の官吏と見做したるものなり、明治十七年八月十一日の太政官布達第十號は、「神佛教導職を廢し寺院の住職を任命し、及び教師の等級を進退することは、總て各宗管長に委任し」神道各派には

馬某は已に市ヶ谷に左遷せられたるの今日に於て、基督教教師が尙公の事業たる監獄教導を司らんとは、輿論は其非を鳴らし、府會は佛教教師を回復せしむべしと決議すれども、政府は今に至りて何の處置する所なし、敢て閣下政府は公教を佛教者を斥け、私教たる基督教教師を容るゝの理由如何

論 說

佛教不振の原因、公同團體の不成立

佛僧の顯赫は、僧侶方の不品行にもあるが、また外に一番佛法の盛んにならない譯がある、それは佛僧者に公同團體といふものが出来てゐないからである、公同團體の出来るといふことは如何なることかといふに、佛僧者が自ら佛教を信する上に、我れは佛教といふ大なる家に住む一人の家内なれば我れ此家を守るべき義務があるといふことを承知することなり、日本には佛僧者が多數であるからして、之で佛僧の公同團體が出来て居るとは云へない、例へば豈に犬又は鹿なぞが群をして遊んで居るとせよ、犬、鹿なぞが澤山一所に集りて居ても何にもならない、若人間が棍棒を帯て一匹の犬を打つても外の犬が、何れも之を救るといふことを乞ふないで、只己れの厄難を避けて逃げるばかりである、故に澤山集りても犬鹿なぞは何の役に立たぬ、之は公同團體といふものが出来て居らぬからである、然るに人間が一家を爲すとせば、其家内は皆自身の身が大切であると思ふと同時に、又其家の大切なることを思ふ、故に若他人が其家を破り、又は家内の一

教規宗制を定めしめ、佛僧各派には宗制寺法を定めしめたるものなり、二教を以て公の事件と見認めたるは一なりと雖、宗教家の官吏と同等に取扱ひ難きを知り、凡て之を管長に委任したるは、即ち宗教の神聖を妨げざらんが爲の意にして、政府の處置の失當に非ざるを信ず、即ち是れ歐洲文明各國の公認教制度と其大體を同ふするものなり、是れ予輩が政府の宗教政策は公認教制度によるの意あるが如しといふ所以なり、然り予輩も亦我國の宗教政策は公認教制度ならざるべからざるを信ず、然るに政府はその公認せる神佛二教に對する態度の甚だ明了ならざるものあり、官吏が公認教の意義を明解せざるが爲めにその公認に對する待遇の、却て私教に對する待遇に劣ることあり、之を文明諸國に比較するに、公教を冷遇せんと又我れ日本政府の如きはあらざるなり、要するに我れ公認教制度は未だ確立したるものといふべからざるなり、若し今にして其制度を確立せざれば、將來幾多の宗教興起し、諸種の外教其勢力を逞ふるに當りて、國家は殆んど宗教政策の施すべきなきに自失すべく、神佛二道は或は政界の暴力によりて自由の行動を失うに至らん、嚴密に察せず、果爾監獄事件に於て之を見よ、愛國者一たび我國の政教關係を想起し、瑣細の文明各國の宗教政策を吟味し來らば、誰か公認教制度確立の必要を見認ざらん、

怪むべし果爾監獄事件

佛教は已に公教あり、基督教は私教なり、果爾監獄事件の如き、予輩は之を一典獄の私曲なりと思ひ、其責むる所は私曲云々にありき、豈に予輩らんと典獄の私曲は已に承認せられ、有

人を傷けやふとすれば、家内のもは自分の一身をも忘れて之を防ぐではないか、之が公同團體といふものが出来て居る證據である、之を一國にしても同じことである、國民が自分の生活を計ると共に、一國の公同の生活といふものがあるといふことを認めざれば、國といふものが本當に出来てゐないのである、野蠻人民は禽獸同様でいかば澤山集りてゐても、國を成してゐるとはいはれない、支那人でも、今は知らねど、日本と戦争已前は、確かに人民に公同といふ精神がなく、充ちて居る國が出来てゐなかつたのである、人口は世界中で一番多くても公同團體が充分出来てゐなかつたのである之が日本に負けた譯である、今の日本佛教は、丁度戦争已前の支那の様で、また公同團體が充分出来てゐない、佛教といふ立派な家は何處にもないのである、只家のない佛僧者が日本國中に充ちて居るのである、其證據には目下大臣になりて居る人に、縣知事になりてゐる人にも、政黨の首領にも實業家の有名な人にも、教育家にも學者にも、座禪をしたる佛を拜んだりして、本當に佛法の感化を受け、佛教によりて仁義忠孝の心を定め、國家の爲に盡力してゐる人が澤山ある、併し之等の人は、皆一人で信じてゐる計りで、佛教といふ一つの家の家内であるといふことを考へないのである、故に佛教がたゞ世間から無用の如くいはれても、自分の心へ聞ければそれでよいとて濟ました居る、之が爲に本當に佛教を信じて居るものが、日本國家の爲に盡して居る効績は少しも見えないが、僧侶の不品行計りが、佛教の仕業の如く思はれて世間からはひそひそ攻撃を受ける、そこで佛教といふものは丸で

日本國家には實力のさいもの、如く思はれ、段々宗教はい
らぬものであるなどいふ議論が起つて来る、之は上べ計り
を見たもの、議論であるが、こんな議論が流行る爲に、今日
の政治屋實業屋などの行ひを見と、禽獸にも劣る様も不取締
をして、力みかへつて居るものがあるではないか、こんなこ
とで國の安寧が計られるか、社會の罪惡が防がれるか、實に
なほかほしいことではないか
そこで佛敎信者諸君に願ひたいのは、今後は一言を發し、一
行を爲すにも、一つには國家の臣民である、二には佛敎とい
へる公同團體の一人であるといふことを忘れぬ様にして貰ひ
たい、さすれば佛敎内に災害の起つたときは、たとひ自分一
身の頭の上にかゝらぬことでも、この災害はわが家の災害な
りと思ひて之を拂ふといふ心も起り、僧侶が腐敗をしてゐる
のを見ては、之はわが家に濁した虫であるから、之を除くといふ
心も生ずるあり、また虫が濁して居るか、濁して居らぬかを見る
爲には、新聞か何かを拵らへて佛敎の内部の全體が見える様
にするのが、一番よいであらう、是丈澤山佛敎信者があるの
に、まだ本當の日報新聞が一つも出来て居らぬのを見て佛
敎者か一つの公同團體を爲して居らぬことが分る、只一つの
佛敎日報新聞すらないのに、佛敎内には雜誌とか、小新聞の
様なものが多い、數の多いこと又は世間の他のものより勝り
て居る、之はよい様であるが、又一方から考へると、佛敎内
には公同といふ精神が少ないから、一方で小い雜誌を出せば、
別に必要もないのに他でも同じ様なものを拵へるといふ様な
つまらない精神から出来た雜誌が多い様にも思はれる、已後

雜誌などを拵へるには餘程前後を考へて、必要のあるときに
出版するといふことにして貰ひたい、雜誌事業も相當に忙が
しい又金の費へるものであるから、折角の有志者も雜誌の爲
に力を費やして、肝心の宗教上の仕事が出来ない、信仰のこ
とも疎かに成つて仕舞う、相成るべくは小さい餘り必要のない
雜誌はよして、一つの日報新聞が興したい、有力なる人々は
此ことに盡力して貰ひたい、本會者も會員の多數を得て、時
期が来たならば日報新聞を出したいと思ふてゐる、之は少し
横道へ這入たが、佛敎内の今の有様では、善をもほめず、惡
をも罰せず、何が佛敎内に起つても、自身の頭に災難が落ち
ない間は、防ぎもせず又逃げもせず、といふ有様で、いはば禽
獸が群を爲して、氣樂に己れの安逸を貪らばりて、遊んでゐる
のと同等である、若し一つの厄難が起つたら、あちらへ逃げ、
こちらへ走り、逃げあるくのみで、遂には日本國內を這ひ出
されて始めて気がつくといふ有様になるらしい、實に基督教
徒が何事でもよく一致して、陰にあり陽になりて助けあひを
するのとは、大變な違ひである
佛敎が今日かくの如き有様に成たのは、實は他を責めること
が出来ない、我々信徒が悪かつたのである、我々信徒が眠つ
て居つたからである、護法の責任を獨り僧侶諸君に任して置
たからである、佛法の家は僧侶諸君のみでは逆も今日では守
ることが出来ない、已に家を建てた已上は、盜賊天災は防が
ねばならぬ、盜賊を防ぐには荒々しい行をもせねばならぬ、
然るに口には慈悲を説く僧侶に向て、常に盜賊の番人をさし
て置くものであるから、僧侶諸君も自から慈悲の職分を忘れ

て、盜賊を喧嘩するのが職分の如くなる、喧嘩が職分とある
と、色々な墮落を乞はれる、今日の僧侶の墮落は、一つは信
徒が何も彼も僧侶に任したからである
然らば今後は我々信徒によりて、佛敎といふ家屋の門戸を守
らねばならぬ、之が我々の今回僧侶諸君を除きて國民同盟會
を結んだ譯である、我々日本の同朋が、愛國の精神に富み、忠
孝の志の厚いのは、實に佛敎が儒敎と交りて、我國固
有の大和魂を養ひ助けたからである、殊に山村僻地の小農民
に至るまで、忠君愛國の精神を失はないのは、慥かに佛敎僧
侶の感化によりて、遺傳的に浸み込込たのである、我々佛敎信
徒が、幸ひに甚しき不道徳とならないのも、全く慈悲善根
の説に感じ、三世因果の理法を信じたる御蔭である、已にこ
の徳澤を蒙れるものが、佛敎といへる公同團體の一人として、
佛敎の大建築を保護すべき任務を盡さねば濟みませぬ、

吾人の任務

本多辰次郎

流れざる水は腐れ易きが如く、進まざる社會は衰ふるを常と
す、故に我國は開國進取といふ詔を奉戴して、世界の國々と
交際も益々親しくなり行き、條約の改正も已に成就し、来る
七月よりは内地雜居となり、各國の人々が我内地へ入り來り
て、農工商の事業をはじめ、教育に、宗教に、諸種の事業を
始むる事と定れり、之れ實に我國開關以來未曾有の大事件なれ
ば、政府も民間も、各種の取調などして、をさへ其準備に
怠りなければ、法律も具はり、農工商の事、教育の事など、
皆高等會議とか、調査會とかして、皆其道に堪能なる人々を
集めて評議し、略其準備も整ひたる様子なれども、惟り宗教

の事は官民共に等閑にして、何の用意も出来をらざるは心細
き次第なり、偶には此事を論じ、或は會など設けて心配する
人も有れども、未だ何の準備の出来たりといふ事を聞かず、
而して實際は宗教は人の心を支配し靈魂の歸着を定めさす
ものなれば、人々熱中し易きものなる故、多量信徒の中には
種々の行違等を生し争論を惹起す事は、他の事柄に關してよ
りも多量なり、若し從來の神道佛敎等の信者にして誤りて
排外思想ありとせんか、内地雜居の境に至り、圖らざる構事
をも惹起し兼まじければ、此等の點には能く注意し、大
に胸襟を寛くして、外國人を迎へ、猜疑心なく、外國人とも
共に手を取りて事を爲さんとするには、先宗教には一定の制
度を立て、行動の範圍を指示し法規を要するは、誠に明かな
事なり、今にして宗教法を制定して、公の宗教私の宗教に就
て、行ふべく、守るべき權義を確立し置かば、公認教たる佛
敎神道といひ、非公認教たる耶蘇教等といひ、各據るべき
標準を得て行違も衝突も起らず、和氣霽々として内外人手を
携へて事を爲し得べきなり、然るに、一の法規も有せず、據
るべき標準なきが爲に、新來の教法家も己の留るべき分を
超えて、公認教と肩を比べんと欲する如きあり、又從來より
の公認教徒も、唯々へ、人種、教法、思想、感情の異なるが爲
に、猜忌心を以て迎へんとする傾あるが上に、教法上の規定
無きが爲に、あらゆる事まで猜忌し、爲に感情益衝突して、
遂には由々しき大事をも惹起す如き事なしとも保すべから
ず、是國を愛ふる者の決して輕々に看過すべからざるの問題
なり、故に是等の憂を未發に豫防せんには、早く宗教法を制

定して、公認たる佛教、神道と非公認たる基督教などの、
取扱を規定するより善きは無し、故に我同盟會は、一面に
は此法を完全に制定せられん事を促し、一面には從來の公認
教徒にも排外思想を懐く如き心得違なく、新來の外客を款待
すべき事を、注意せん事を以て任すべきなり

會報

◎發端 明治三十一年九月四日、是れをも如何なる凶日
ぞ、皇朝監獄千八百有餘の囚人が、獄窓暗濛の下、唯一道の
光明たる信教の自由を東縛せられたる、悲しむべく、痛まし
き出来事は此七日を以て起されぬ、時の典獄を有馬四郎助と
いふ、基督教の信者なり、此日突然淺草本願寺に至り輪番大
草惠實氏に面會して、現教誨師藤野、岡野、中澤、三山の四
氏の中一名を残して他の三名の辭職を求め、且つ此の義に異
議あらば本派本願寺に依頼すべしと陳べ、逼るに即答を以て
す、大草氏即ち本山へ照會の上何分の答辯をなすべき旨を以
て之に答へ、直ちに其旨本山に申報せり、然るに有馬典獄は
大草氏の返答を待たず、翌五日突然四名の教誨師に逼りて、
強いて辭表を提出せしめんとす、各教誨師事の餘さりに意外
なるに驚き、大草氏に到りて議するところあらんとせしに、
典獄頑として應ぜず、各教誨師止むなく遂に命に服す、然る
後典獄は書を大草氏に致して一名居殘の事を促す、大草氏尙
回答せざるに早く典獄は基督教徒留岡幸助氏を引いて教誨師
となし、而して後再び一名の來任を大草氏に囑す、本願寺事

の餘りに不法なるを懐りて遂に之に應ぜず、抑々有馬典獄が
此の如き事を斷行したる理由如何、教誨主義の改正、信教の
自由、内地雜居の切迫、經費の節減、是れ其の口實なれども
此の如き理由は理由として成り立ざるのみならず、言人所相
互に矛盾し、却てその反證を示すものなるを憐なる、是れ
竟典獄が基督教信仰の私心に驅られて、美名の下に私權を濫
用し、恣に囚徒の信仰を迫害したる私曲の行爲といふべし
なり、今不佛界の意氣銷沈、激刺たる活氣なしと雖、いかで
かこの偏曲不法の行爲に甘從するを得んや、果然、果然、
◎大谷派本願寺 にはは參務石川舜台氏をして東上せ
しめ、石川氏は同月十九日板垣内務大臣に宛て、左の質問書
を出せり
過般監獄監獄署に從來の佛教を誨師四人を監獄附屬し、更に監獄教誨
師同助を以て囚徒教誨の任に當らしめたり、然るに耶蘇教は維新以來政府
の禁許に因り民間に行はる、宗教にして、未だ曾て我國の宗教として宣言せら
れしことあらざる、之を神道佛敎の如き明かに宗教として諸法の法に規定せら
れ、國家より特別の保護干渉を受くるものに比すれば、其間に當然に區別の
存するものとす、既に獄制の一要件を托するは事の公私を混同せし失當の措置に
可有之、此一事たる從來當派の擔任せる果敢敢の教誨事務に止まらず、遂て
將來國家と宗教との間に至重至大の關係を及ぼすものと思想致し、後て果敢
監獄の右の如く公私宗教の柄然たる差別を無視し、官署に於て耶蘇教の教誨を
行はしむるは、實に於て御承認相成候義に有之候御指示を仰ぐ度候也、
かくて一面には全國監獄に派遣せる首席教誨師を悉く東京
に召集して會議を開き、大に決するところあらんとせり、時
宛かも萬朝報は九月廿一日發刊の紙上に於て、「根本的改革」
と題せる一文を載せたり、東上中の石川氏はこは國體に關す
る容易ならぬ事なりとし、倉皇筆を採て森嚴なる檄文を起草
して、大隈首相初め宮内陸海軍等の一部の知人に配布するこ
と二回、之れより監獄問題は石川氏檄文問題と牽聯して一層

の度を高め、世論漸く驚然、一二の機關新聞が枚々として
内務の辯疏に力むるの外は、万口響を並べて當局の失政を責
めざるはなし、固と浮き腰立てる内務省、いかでか狼狽せざ
るべき、急ぎ石川氏を處分せんとして法主の東上を促し、却
てその輕卒なる態度を世上に示して識者の笑を買へり
本願寺の内務省に對する交渉は大略件の如くなるが、此の事
件の起るや、率先起て都部の諸團體を警起したるは、
◎大日本佛教青年會 なり、青年會の起つや、内外二
面の目的を有せり、外に向ては強て教界の紛擾を挑發したる
當局者の責任を問ひ、平素曖昧模稜の間に沒了せる政教の關
係を明瞭ならしめんことを求め、内に向ては同類なる舊佛教
者を警起して宗教の本義を自覺せしむるを期するにあり、此
に於て運動の方針を定め、十月八日先づ第一に「監獄教誨問
題に就て世の公論を訴ふ」といへる檄を全國に飛ばし、越へ
て十日、更に第二の檄を發して世上の輿論を喚起せり、同日
委員三名は内務省に至り、鈴木次官に面會し、問答數番、大
に其の急所を衝き、更に一週日を経て再び内務省に出頭、板
垣大臣に面會して其の意見を質問し、且つ其の處分を求めた
るに書面を以て差出すべしと云ひたり、青年會の運動此の如
く日に加はると共に、各地方の氣焰も亦上り、書を寄せて運
動を共にせんことを申し來るもの頻々、此に於て青年會は全
國の佛教徒を代表し、三通の質問書を内務省に出せり、その
第一通は左の如し

何等の御恩澤無之候間越へて廿四日委員三名再び御旨を出頭仕り閣下にて一面會
を得取れて本會の意見陳述仕り候處當時閣下の御手許まで上申有之候與願より
の始末事實上諸議有之且つ質問の要領書面を以て預けて御可申上候閣下より
直教の御御指を蒙り候間本會は茲に大谷派本願寺、本派本願寺、高田風善寺、
伊勢尾三河井上常陸國僧徒、茨城縣宗家青年會、京師僧徒、大隈府佛教社
年會、伊勢尾三河井上常陸國僧徒、茨城縣宗家青年會、近江、美濃、信濃、陸
前國僧徒并に進德會、陸前、陸奥、羽前國僧徒、東北佛教宣揚會、岩手、福井、陸
中、越後國僧徒并に上野同志會、米南有志者、播磨、安藝、因幡、筑後并に肥後
國僧徒、栃木縣下野高僧徒及び愛媛縣僧徒等全國諸教徒の輿論を代表し別紙事
實取調書一通并に質問書一通相添並に至急明瞭なる御決答を仰ぐ奉り候也
大日本佛教青年會會章 近 角 略 覽
明治三十一年十月三十日
内務大臣伯耆板垣退助殿

第一通は左の如し
今般監獄監獄附屬の件に關し主務省の方針御伺申上度存候に付委員三名
本月十九日御旨に出頭仕り鈴木次官に面會を得本會の意見陳述仕候處一々尤な
りとの御答辭を得御可相退き公平の御處置有之候事存じ相待ち候り候へ共

- (一) 有馬典獄が東本願寺に對する無斷附屬は是德義を沒了せるものにして大
巨が監獄教誨を以て宗教家に一任せんとする方針を正反對にあらすや著
し反對せざるならは宗教とは他の或宗教を意味するや
 - (二) 有馬典獄が強迫的に佛教を誨師を附屬せしめたるは其權權を濫用せるも
のにあらすや
 - (三) 典獄は經費の制限ありて教誨師を減員せりといふ而して無俸給の教誨師
を第一着に解職せるは如何
 - (四) 普通道徳の名稱の下に多數囚徒の信仰を強迫せるものにあらずや
 - (五) 宗教として政府の監督を極める耶蘇教に對して政府監督の下にある佛教
と同一の待遇を爲し公然政府が宗教的公共事業を之に托するは不當の處
置にあらずや
 - (六) 政府が將來政教關係を規定する方針如何
- 尙青年會は内務省に對して其の宗教の本義を自覺せし
むるの所期に基き、着々運動するところあり、將來の教誨師

並に布教師養成の意見并に將來佛教者の覺悟に關する意見を發表して全國の有志に配付し、又佛教徒國民同盟會を助けて其の擴張に努めり、而して佛教の隆替は獨り、僧侶の關知するところにして、俗人信徒の預り知る所に非ずといふが如きは甚たしき誤謬にして、僧侶協同して其の隆盛を計らざるべからざるのみならず、現時の如く僧侶却て世運に後れ、滔々として腐朽の圓頂を懸列するが如き時に於ては、俗士先づ鐘を撞て僧侶を警醒し、大に之を獎勵せざるべからず、是れ佛教青年會が取る所にして、

◎佛教徒國民同盟會の意見も亦此に在り、されば今回の如き事件に關しても、責を僧侶に委し、對岸の火災視するはその意に非ずとの考を抱ける同志の士は、相計て十月廿九日を卜し、柳橋柳光亭に一大集會を開けり、府下各宗佛教徒の集るもの無慮五百餘名、即時に綱領略則を定め、名けて佛教徒國民同盟會といふ、これ實に本會の起なり次で監獄問題に關して數項の決議案を議決し、何れも意氣軒昂、大に爲すあるの決心を示し、委員五十名を選で運動の衝に當ることとなせり、十一月四日朝日利助、藤山万兵衛、高木政勝、荻野傳吉、猪瀬美貞の五氏は本會總代として、會員千餘名の連署せる左の請願書を提げて内務省に出頭し、鈴木次官に面會して洋々本會の意見を陳述して、その處分を求め、

請願書
今般羅監獄留佛教師交送事件に付請願仕候從來二十年間佛教者が數多の資本と勢力を傾注して政府事業たる監獄教師を助け來りたる者に有之候に處一與願の意を以て突然故なくして其の主任者たる大谷派本願寺の承諾を得ず直に監獄教師を罷退して辭職せしめ耶蘇教師を聘用し且つ口實を經費の點に借り候事全く多年の人情を顧みざる行爲にして且つ與願監獄教師の義に宗敎の根據の宗の傳授に資するの偏曲の行爲と相認め申候御監獄教師の義に宗敎の根據

より説き信仰の力に依りて選挙改選の功を擧げしむるものに御座候はば其來應じ來りたる宗敎に依るに至るに在り候に因ての教諭を監獄教師には夫々可致規定し有之候に候はば從來佛教を監獄教師に關して其の隆替を計らざるべしむるが如き誤謬の處置は一國佛教徒より論議候得ば不備の至り實に同應僧侶の適當の想得申候且つ耶蘇教は未だ政府の監督を受けざるものに御座候へば夫等の事情の下に政府の監督なき以上は又政府が宗敎者に據すべき社會的事業を公然として請託を被成候事不當と相考申候
右與願の處置は主務省の御方針と背反不仕候や万一主務省の御方針に背反不仕候へば我々佛教徒は主務省も権限を以て耶蘇教宣傳を御助け被成候事と認め申可候若し主務省の御方針に背反致候は至急何分公平の御處置を以て得御發成下度存候實に此問題に既に全國の輿論に相成り候へば未だ何等の御處置も無之特に同監獄は警視廳所屬に御座候へば我々府民は其の費用支出出居候儀に御座候得ば一與願の意志を以て其の教諭費を耶蘇教の宣傳に運用せられ候事心外に存候儘至急何分の御處置被成下度全國の佛教徒に先ち有志者並に以て奉請願候也

政府は甚其日を過し、更に何等の處分を爲すことなければ、本會總代は屢々内務省に逼りてその處分を促せども、今日に至るまで、尙依然收師留置をして教諭の任に當らしめぬ、然れども本會の勢力は破竹の勢を以て進み、今や全天下、之に呼應せんとするの勢を示しければ、本會に於ては此等地方の團體と氣脈を通じて、益々運動を敏活にするの必要を感じ、十二月廿一日委員會を開て、協議の結果、從來の委員を解散し、新に廿五名の委員を擧げ、更に其の内より十名の専務委員を撰で、本會一切の常務を執らしむることとなし、會報を發刊して中央地方の連絡に便することとせり、形勢既に此の如くなれば、

◎内務省に於ても若し此儘にして過さんか、由々敷大事に立ち至るべしと、今は悔懼の念類にして、よしなき事を仕出かしたりと、表にこそ顯はさぬ、内心密かに困じ果て、只管佛教徒に向て慰諭の態度を取り來りしが、遂に十一月八日に至り有馬典獄をして市ヶ谷署に轉任せしめ、市ヶ谷典獄

坂本久壽氏をして眞鴨に署長たらしむ、此間眞鴨監獄署にては獨り教諭を留置氏に委ぬるに於ては、世の非難益々加ふるを憂へ、何としかして佛教者より一名を入れんと計り、一度本派本願寺に交渉して謝絶せられ、二度雲照律師に交渉して斥けられ、三度護國寺に交渉して辭られ、今は佛教各宗何れも同一の歩調に出でんとするの有様あるより、殆んど其の策に窮したりしが、こゝに奇怪なるは押丁といふ名義にて邑井清なる基督教者を入れて留置氏を助けて教諭に従せしめつゝ、あるといふ一事是なり、こゝに至りて當局者の教諭師を見る如此薄きに驚くと共に亦其の窮餘の兩策を構はずんばならず、

時恰かも東京府會は西澤善七氏の發議に依つて本問題議題に上り、結局佛教教諭師を採用する事を當局者に希望することを決議せり、然れども當局者は依違逡巡、斷然たる處置を行ふことを爲さず、代て未だ二月を出でざる坂本典獄をして品川警察署長に轉せしめ、而して其の後任未だ定まらず、是れを今日の現況とす、畢竟此等外面を塗沫して一時を彌縫せんとするの策は、決して吾人同志の満足を買ふに足らざるのみならず、適くして其の反動の氣焰を高むるの逆縁たらざるはならず、政府者須らく其の根柢を改めて以て永遠の大計を策すべきなり、以上は中央に於ける運動の概況なるが、之と共に各地方に於ても要宗議法の志士先を争て起り、今や殆んど全國至るところとして此の聲を聞かざるなきに至れり、こゝに各地に於ける運動を一括して報せん、

◎東京にては社會評論社第一に起て運動し、十月十八日機文を發して全國に飛し、更に公關演説を神田錦輝館に開

くこと二回、大に世人の輿論を喚起せしが、遂に社會評論は發行禁止を命せられぬ△社會評論の禁止と前後して東京大谷派末寺同志會は起れり、こゝは府下大谷派末寺同志會にして概を全國に飛し、且つその委員内務省に出頭して處分を請求する等運動怠りなし、

◎横濱 佛教講話會佛教法話會太子協會は何れも同盟會に入會し目今記名調印中なり
◎關西にては關西佛教青年會先づ起りて三條の決議をせし、之と同時に宣言書を發し社會の公論に訴へ△大阪壯年會は十一月廿八日會員の相談會を開て運動の方針を決議し△同地の大谷派僧侶亦起て運動する所あり△京都の有志は十月三十日、十一月十九日の兩回祇園館に於て演説會を開き△別に全國佛教各團體交渉事務所なる者を設けて各地方の交渉事務に當り各地に特派員を派して遊説せしめ△江州南部九郡にては僧侶大會を開て四條の決議を爲し又演説會を開會し北部三郡には五村別院を初め所々に大演説會を開き△播州にては二爲會、姫路市教友俱樂部等運動に怠りなく△河内にては河内住道青年會起り△而して此等の諸團體は別に舊臘十二月十一日大阪南地明月樓に於て大會を開き、東は尾張より西は九州に至る各地團體の代表者會合して、こゝに關西佛徒同盟會を組織し會するもの六百八十名、

◎尾參にては十一月廿六日名古屋明治館に於て大懇話會を開き、五箇條の決議をせし、近角幹事出席し續て末廣座に大演説會を開き、其後運動怠りなく、尾張同志會なるものを起し△三河にても安城縣安城館に於て有志大會を開き三河國同志會を組織し△又相愛會、愛知縣道徳會なるもの起り、

政教時報第壹號附錄

(明治三十二年一月一日)

◎正誤

政教時報第一號ハ發刊ヲ取急ギタルヨリ誤植等甚タ多ク殊ニ第十二頁ノ末行「打明
テ助けを求め」云々ヨリ第十三頁七行「微妙の味である」云々マテハ信界欄靜觀錄

(二)宗教的同朋ノ第六行即第十三頁末行「遠慮會釋なく」云々ノ下ヘ加フベキヲ誤
テ社會欄寛大ノ氣風ト題スル項中ニ加ヘタリ次號ヨリハ植字印刷トモ十分注意スヘ
キニ付讀者乞フ之ヲ恕セヨ猶念ノタメ本文ヲ再録ス

◎寛大の氣風

予輩の基督教を論ずるは國家の宗教政策上よりするのみ、彼の政
教混亂の弊を打破せんとするのみ、善良なる基督教徒に對して、何の惡意を有せん、佛
教徒たるものは、決して基督教徒を毛嫌ひすべからず、須らく寛大の精神を以て之を善待
すべし、試みに我同胞が外國に行きて基督教徒の爲に虐待せられたることありとせんか、
予輩の悲み夫れ幾許ぞや、予輩は全然たる政治其他の業務のみを以て目的とするものに非
ず、又實に宗教上の徳化に浴するものなり、政策に於ては時に排斥すべきことあり、異教
徒に對する慈愛に至りては忘るべからず、寛大は人間の美德なり佛教を以て世界の佛教と
なさんと思はゞ必ず此氣風を養成すべし

靜觀錄

近角常觀

(一) 宗教的同朋

同朋とは如何なるものかを考へねばならぬ、世間では共に遊び共に食ひ互に往來をすれば
直ちに同朋と云へど、こは決して眞の同朋とは云はれぬ、眞の同朋とは互に心を知り合ふ
ことである、心を知り合ふと云ふは他人の幸福あるときは自分の幸福の如く之を喜び、自
分の幸福あるときは他人と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋
なく打明て助けを求め、其代りに他人に災難あるときは自分の災難の如く心得て命に掛け
ても之を救ふ氣になるのである、士は己を知るものゝために死すとは誠に此人情の濃かな
る所を言ひあらはしたるものである、此の如く相互に他人の利害を自分の利害と心得て、
自然に情が溢れ、思はず知らず共に喜び共に憂ふる様になる、かくなる已上は身體は二つ
に分れても心は畢竟一つである、所謂同心一體とは實に言ふべからざる微妙の味である。
抑々吾人は實際日常の交際を考へてみるがよい……………以下本文通り

東京市本郷區駒込吉祥寺町十八番地發行無編輯人葦名渡一郎
東京市本郷區新町十五番地印刷人木村小一郎
東京市本郷區森川町一番地發行所佛敎徒國民同盟會出版部

◎北陸 にはは金澤の有志起りて熱心に奔走し、特に近角青年會幹事巡回以來氣焔益々高く林與右衛門、上島政次郎氏等主として運動し、佛教徒國民加賀同盟會を組織せしに會員既に一萬人以上に上れり▲大聖寺にては成徳青年會の桑島榮一氏以下の會員熱心にて毎日十箇所へ出張し到處農村入會の勢、江沼郡全体の同盟成り將に他郡に及ばんとする程此問題の爲に盡瘁し▲小松にても小松勝友會奮然として起ち、今は金澤大聖寺兩所を中心として、加賀全國を擧て既に一大同盟を成立し▲越中にては島田孝之、上野安太郎氏等發企となりて富山縣佛教徒國民同盟會を組織し別に東礪波郡には佛教徒國民同盟會礪波支部を開設し▲福井縣にては十一月十六日全國僧侶同盟會の發起たる青年會より越々近角氏を聘し福井にて演說會を開き翌十七日は金澤にて同様演說會を開きたりし▲能登にては七尾に佛教同志會起り、續て佛教青年會を起して、盛なる演說會を開き▲越後にては米南に爲法協和會起り、米北に廿八組并に佐渡の有志者起りて盛に運動し、佛教徒國民同盟會米北支部を結成するの準備をなし。

◎九州 には九州佛教協會、日域新誌社、豊後匪窮會、四郡會、眞宗同光會、筑後眞宗保光會、大分縣速見郡有志會、同田川郡有志會、九州佛教協會等一時に起りて盛衰問題、並に政教問題につき最後の成切を期し。

◎北海道 には岡崎現豪、島湛然氏等主として運動の勢を執り北海佛教同盟會を組織して本部を小樽に置き演說會等を開きて日に其の勢益々増加する有様あり

◎伊勢、信濃、讚岐、鳥取、長門、茨城、青森、山梨 等に於ても或は團體を組織し、或は有志の士、各々運動の結果、本會の支部設立に盡力中なり。

(已上各地方の詳細の状況は紙面に限りあるを以て次號に掲ぐることにせり具勿卒の際疎漏を免れず有志諸君幸諒焉)

◎社會の變化 徳川時代の社會と現今の社會とを比ぶるに、徳川時代の社會は頗る簡單なるものなりしが、現今の社會は甚だ複雑なり、徳川時代は人民の階級は只士農工商に分れて、その職につくの時節も、多くは晝間に限り、夜間の業務は、之を其本職となさざりしが故に、職務の餘暇には佛法を聽聞することは、人民一般に行はれ易きことなり、然るに現今の社會は決して斯る簡單なるものに非ず、政治家といふ一團あれば、實業家といふ一團あり、人力車夫あれば、職工あり、日雇取あり、外國人あり、歸化人あり、且つその就業時間の多くして、忙はしきことは決して昔の比にあらざり、電車運船は晝夜を分たずして走り、會社新聞社は夜を徹して働く、而して業務を勉めんが爲には、寄席、芝居、相撲等亦頗る盛なり、職業に忙はしき現今の社會は到底宗教道德の談を聞くの餘裕なきなり、如何なる高僧の説教と云へども、三時間若くは四時間を費やして、寺院に至るといふことは實際に出來難きことなり、然らば之等の社會に向て、佛法の妙味を傳へしむるには、如何なる方法によるべきか、是れ實に今

社會

◎布教の方法 今日僧侶がいふ所の布教の方法とは寺院若くは道場に於て儀式を行ひ、説法を爲すに止まる、然れども現今の如き複雑なる社會又は忙はしき社會には、寺院へ來るものは、農民又は老人のみにして、而も農民の數は漸次に減少して、忙はしき社會は漸次に増加するが故に、この方法にては、佛教の版圖が次第に減少して、相手は終に老人のみとなるに至らん(今も已にその傾きあり)眞宗の中興運如上人は布教に熱心なる高徳なりき、秋期米穀の收穫時期には、自から田圃に行きて稻を蒔ることを助けつゝ信徒に法を聞かせ、盆踊の仲間に入りて自から香頭をとりて親鸞上人の和讃を唱へたりといふ、實に是れ眞宗の中興したる所以なり、若し運如上人をして今代に生れしめば、上人は自から社會に出入して職工の教育を司るべく、坑夫と交りて炭山に入るべく、將た車上に在りては人力車夫を化すべし、若し今日の僧侶にして、我れは佛學者なりとて信徒の招待し來るを待ち我れは徳を修めて足れりとして、一室に引籠るか如きことあらば、蓋し運如上人の大罪人なり、思ふに今後布教の方法は、種々難多ならざるへからず、説法は寧ろ時間を短かくして感化力の尤も大ならんを要す、殊に儀式讀經の如き其時間を減じ、其方法を變更すべきの必要あらむ。

◎雲照律師 は律僧なるが故に、儀式の爲に時間を多く費さるゝは是非なきことなれども、今の布教に勇猛なるは實に盡くべきことあり、曾て伊藤侯爵の總理大臣たりしとき、律師餘暇を以て侯爵を訪ひ、刺を通じて面會を求む、侯爵自

から玄關に出でし之を迎へて客室に導く、律師直ちに説法を始め一國の首相たるものは必ず宗教心なくんばならざるを説き、又餘談を交へざりしと、是れ基督教の牧師松村介石氏が其子弟を誦むる爲に引用したる談話あり、嗚呼僧侶は此勇氣と此熱心なかるべからず。

◎グラハム、ベル氏 先頃我國に來遊し、盲啞學校其他處々に於て演說せる米人、グラハム、ベル氏は電話機發明者にして又啞者教育熱心家なるが、氏は啞者教育の爲に、自から啞の細君を迎へ、之に充分の教育を與へしに、其結果甚だよろしく、現今に於ては細君も自由に他人と談話し得るといふ、蓋し啞者は多くは音聲機關の不具あるに非ず、聽官の不具にして、生來他人の言語を聞きしことなきより、啞とされるものなれば、適當に音聲機關を連絡せしむれば、言語を發することを得るなり、而して他人の言語を解するには聲によらずして、口の動かし方によるものなりといふ、氏の一女も亦啞なるが、氏は之を他の啞者と共に教育し、氏の子弟にして自由に談話し得るもの多く、現に氏が米國より伴來りたる啞の如きは、日本語を以て氏と共に處々に於て啞者教育の必要なることを演説したりといふ、蓋し斯の如きは不具を恵むの大慈善ならん、慈悲の教を奉ずるもの、須らくベル氏の大悲善を學ぶべし、囊中に餘れる金錢を他に施すが如きは、眞に是れ一小慈善に過ぎざるのみ。

◎經濟思想の注入 日清戦争已後、費澤の風盛に起り、國力日々に消耗するの傾きあるは、經濟社會の尤も痛苦する所にして貯蓄銀行等に於ては、假製の貯蓄箱を勞動者に

渡し、鍵は銀行に預り置き、貯金之に充つれば、銀行にて之を開封計算して、貯金へ繰入る、等の新奇の方法を設けて苦心す。銀行の方法は、只其仕組によりて貯蓄の念を養生せんとするものにして、人心を改造して善良に導かんとするの意に非ず、凡そ経済思想の勃興は社會の道德を尤も親密なる關係を有し、又國家富強の根柢たるものなれば、経済思想を注入して、國民に貯蓄の念を起さしめ、奢侈の風を滅せしめば、隨て社會の罪惡は減少し、道德の振興仍て又期すべきなり、苟も宗教に志あるものは、社會道德の爲に、傍らに國民殊に勞働者日雇取等に貯蓄心、経済思想を注入すべし、或は之を奨励せんが爲に、適當の組合を設くるも亦面白からん

◎工場法案 會社漸く増加し、業務益々煩雜なるに従て、資本主が職工に非常の勞役を課することあるは、經濟社會の趨勢なれば、之を取締るの方法は早く規定せられざるべからず、今回農商務省は此に見る所あり、此程調査起草せる工場法案の、農工商高等會議の修正を経たるものを、將に今回の第十三議會に提出せられんとす云ふ

◎宗教法案 板垣伯在職の當時、起草せる宗教法案なるものは、全く基督教と佛教と同一の待遇になさんとすものにして其調査の疎漏なることは、予輩の聞く處なるが、かゝる法案は到底議會へ提出せらるべきものに非れば、新任社寺局長波澤六郎氏は、更に其方針を改め、充分なる調査を爲さんとて目下外國に於ける宗教制度の研究中なりといへば、多分同法案は今期議會に提出せられざるべし、宗教法案の如きは實に人情道德及び我國體と重大の關係を有するものなれば

は、予輩は政府が充分なる調査を爲し、且つ議會へ提出の已前には必ず宗教會議を開きて、之を討論せしむることを欲すると同時に、神佛二教徒は決して此法案を輕々に看過すべからざることを警告するものなり

◎教育社會の輿論 政教一致は佛教に於て、我國史上に明記する所なれども、政教混亂は未だ曾て佛教に於て見ざる所なりとす、予輩は斷言す、政教混亂は實に基督教者の特有なりと、彼の羅馬時代はいふに及ばず、又現今に於ける舊教徒の政教混亂はいふに及ばず、新教國といへども、公使が異教國の政府に向つて宗教傳播の補助を強請するが如きは、現今屢耳目に觸るる所なり、政教混亂の弊は實に基督教徒に於て脱すべからざるなり、教育社會亦大に此に見る所あり、高等教育會議は外人に普通教育を許さざることを議決し、東京府教育會亦同様のことを議決せり、是れ現今の基督教徒をして日本化せしむるの一良法たり

◎寛大の氣風 予輩の基督教を論ずるは國家の宗教政策上よりするのみ、彼の政教混亂の弊を打破せんとするのみ、善良なる基督教徒に對して、何の惡意を有せん、佛教徒たるものは、決して基督教徒を毛嫌ひすべからず、須らく寛大の精神を以て之を善待すべし、試みに我同胞が外國に行きて基督教徒の爲に虐待せられたることありとせんか、予輩の悲み夫れ幾許ぞや、予輩は全然たる政治其他の業務のみを以て目的とするものに非ず、又實に宗教上の徳化に浴するものなり、政策に於ては時に排斥すべきことあり、異教徒に對する慈愛に至りては忘るべからず、寛大は人間の美德なり、佛教を打明て助けを求め、其代りに他人に災難あるときは自分の災

難の如く心得て命に掛けても之を救ふ氣になるのである、士は己を知るもの、ために死すとは誠に此人情の深なる所を言ひあらはしたものである、此の如く相互に他人の利害を自分の利害と心得て、自然に情が溢れ、思はず知らず共に喜び共に憂ふる様になる、かくなる已上は身體は二つに分れても心は畢竟一つである、所謂同心一體とは實に此言ふべからざる微妙の味である。

◎于嗟摸範監獄 内務當局者は眞鴨監獄を呼びて、摸範監獄と稱す、成程其建物の壯大なる事は隨に摸範とするに足るべし、されども一たび内部に入りて點檢せば、是程あはれ不体裁なる監獄は又と有らざるべし、此署の總取締たる典獄は今や欠員たり、囚徒を改過進善せしむべき教誨師は唯一人あるのみ、一千九百餘人に對する教誨師は唯一人なり、而も内務省より寵愛せられつゝある此一人の教誨師は、費用を負担せる東京府民の意志に反せる、多數囚徒の信仰に背ける、全國の輿望に反る、一私宗教の牧師ならんとは、豈驚き入たる次第にあらずや、而も猶甚しきものあり、即此監獄に在動せる

◎村井清 なる者なり、彼何者ぞ其表面の名義を問へば、即同監獄の一押丁たるに過ぎざるなり、而して其内實を糾せば、彼は日々囚徒の教誨に従事しつゝあるなり、有典が一時の窮策憐むべしと、一笑に付すれば夫迄なれど、苟も血あり涙ある者は之を冷淡に看過すべきにあらず、囚徒が日々監督官に就て速に教誨を舊に復されん事を懇請する者、所由なきにあらざるなり、吾人は立て之が救済に盡力せん事を誓ふ

◎内務省は何を爲しつゝあるか 吾人は眞鴨監獄の如き、不完全不規律なるものは我帝國内に在るを耻づ、況

や中央首都に在りて、内務省警視廳に直屬し、稱して摸範監獄となすものをや、内地雜居も眼前に迫れるに、内務省は何を爲しつゝあるか、

◎大日本佛教青年會の近況 去る十日午後一時上野公園三宜亭に於て秋季大會を開きし非常の盛況にて、會議に上れる重要な項目は、第一第七回夏季講習會の報告、第二會堂建築問題、第三監獄問題にて偏曲事件の本尊たる基督教誨師を排するにあらずは終結するものにあらずと、第四政教問題にて國民同盟會との關係は會員各自各地に向つて動すべきこととし、第五第八回釋尊降誕會は専門學校教友會主任となり一層盛大に舉行することとし、第六第八回釋尊降誕會は帝國大學第一高等學校内德風會主任となり、會所を越前敦實と定め、同地の文學士桑原隆藏氏、又福井にては參事官法學士秦豊輔氏評議員となり、地方有力者大に斡旋せられたり、ある報告を披露したり、猶同會は内部に向つて諸種の社會的布教につきて改善を促さんが爲め、各宗本山及各宗會議員に向つて左の書簡を送せり、其書簡は紙面の都合により次第に讀る

静觀錄

(一) 宗教的同朋

近角常觀

同朋とは如何なるものかを考へねばならぬ、世間では共に遊ひ共に食ひ互に往來をすれば直ちに同朋と云へど、こは決して眞の同朋とは云はれぬ、眞の同朋とは互に心を知り合ふことである、心を知り合ふと云ふは他人の幸福あるときは自分の幸福の如く之を喜び、自分の幸福あるときは他人と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋なく

抑々吾人は實際日常の交際を考へてみるがよい、全個人間は不完全のものなれば、誰も交際をする中には、あまり深く話し合はずとも何となく懐かしき人もあり、又何となく気の進まない人もある、其時相手の人は如何なる心持で居るかを考へてみるがよい、此方より懐かしく思ふときは必ず相手も懐かしく思つて居る、此方より氣の進まない時は必ず相手も同様に思つて居るに違ひない、かく心と云ふものは互に照し合ひ通し合ふものである、然るに人間は自分勝手のもので、自分が相手に對する情の如何を顧みず、唯先方の心を忖度して、不人情であるとか無慈悲であるとか、兎角邪推するものが多い、凡そ世間一家の不和より一國の大騒動に至るまで、本を實せば僅か此一點人情の行き違ひより起るのである、これは甚しき心得違ひである、全體對手が自分を如何に憶うて居るかを知らんとせば、先づ自分が對手を如何に憶うて居るかを尺度として計算すればよい、此方が五分憶へば必ず相手も五分憶へて居るに違ひない、互々の情の通ひは丁度秤の如く平均するものである、されど時として一方は非常に親切に考へ一方は却て之を怨に受ける場合がないとは云へぬ、されど衝動的な平均は永く續くものでない、必ず善き方が慈しき方が何れかに平均するものである、而して善き方になるか悪しき方になるかは、幸抱の強き方が勝つのである、萬一親切の人の幸抱が強ければ終には怨に受けて居る方が氣が附いて、自分の邪なるを悔悟する時節が来る、是が善人の感化の徳といふのである、然るに兎角人間は悪しき方が勢力強くして親切の方は幸抱負けをする者である、今迄親切の心掛けをした人が「是程の親切を盡すに飽きで之を怨に受けるは我が世に云ふ」と云ふ様に、一點自分の親切に眼がつきて先方の無情を怨む

心が生ずれば、今迄の親切心が一轉して其の怨みの心となる、すると怨に受ける方が益々怨を増す事になる、かくなれば悪人の勢力で善人を引落したるのである、實に怖るべき事である、而して世間實際の景況は如何と云ふに、決して善の勝つことではなく、互々に日夜他人を悪へ落し合ひをして居るのである、相率むて一歩々々惡道へ墮落しつつあるのである、かく言へば人間を甚だしく悪く見たる見解なりと云ふ人もあらむ、されど論より證據、他人の事は兎に角、自分が果して親切を以て勝ちおほせるまで幸抱が出来るか否かを顧みるがよい、諸君は兎に角私に如何に我儘しても兎に角出来ぬ、かく考へれば私は罪惡の塊りに違ひない、私の周囲に丸て關の世界である、然るに萬々一親切なる人ありて私の所作をつくづく眺めて構むべきものと思ひ、私か其親切なる忠告を拒めは之を不便と思ひ、遂に私か其人を怨み其人を打たんとするに至るも、怨むだけ可愛がり、打たんとする手の下から涙を以て眺めて居る人あらば如何、いかなしと云ふ私も此の如き友人が全身込めた同情の涙は、唯一滴で五臟六腑にしみ渡り、身も心も融け合ふ心地して、其友情の深きに感化せられ、其親切の厚きに感泣して、油然として感謝の念を生じ、自から頭か下りて慚愧に堪へぬ、實に此の如き友人は二人はいらぬ、唯一人あらば十分である、如何なる罪惡の塊りなる私ども融かされ、間の世界も夜が明け、此様な人は慈悲深き人と云ふよりも寧ろ慈悲が凝り固まりて人となつたものと云ふ方がよい、實に私は幸に此友人を得たのである、即ち佛陀は此方である、つくづくかく思へば全く佛陀の慈悲が私の心に徹したのである、佛心が我心に通じたのである、我心は佛心に融合したのである、實に同心の最大良友を得たので

ある實に是れ我精神界の生命である、而して翻りてみれば眞實の佛教信徒諸君は何れも同じ佛心に融合されたのである、してみれば眞に御互に同一佛心と交りたる同心一体の宗教的同胞である、釋尊が親友なりと云はれたるも、親鸞聖人が御同朋御同行と云はれたるも決して贅辭ではない、今日世間にて御友とか學友とか稱するものは、多くは利をみて相集る小人の朋黨である、決して正義の下に集る君子の朋黨ではない、故に利を得れば直ちに離合聚散勝手次第である、此際吾人は信仰を媒とし何れも佛の心を心とし、國民全体を宗教的同胞とせねばならぬ、この目的を以て同盟を結びたる次第なれば、實に信仰は同盟の生命である、眼目である、若し信仰の生命なくば、幾千萬人集り來るとも恰も龍を畫きて臆を點せぬも同様である。

北國の大慈善家小野太三郎氏

樺丘 學人

よごみに浮ぶうたかたの、むすぶと見れどさやさき人情のうち、さても世に珍らしきは、北國加州の小野太三郎氏にぞある。名聞をすて、利養を去り、家を忘れ、己を顧みざる氏にありては、世のはまれも物かは、人の稱ふるも數ならざるべけれど、氏が慈善のさたを見もし、聞きもしたらんものは、誰かほえはめであるべき。誰かほえ稱へ得るべき、氏がいははは、代々の鏡として、藍綬章の光ととも、幾千代かけててりまざるべし、氏が「うちの子」といひつゝ撫育せるもの、前後を合して計へ來れば二千數百名なり。今氏が膝下にやしなはるゝもの、現に二百餘名なり。粗雑なる家屋六棟の中、よるべなき乳臭

兒の餘念なく戯るゝもの、たのむ所なき事もなく起臥するもの、大工を爲すものあり、酒戸の繪を畫くものあり、紆を拘ふものあり、裁縫するものあり。其間に交りて、粗野なる風手、眼に一丁字なき頭夫の肩ぬぎ、腰もあらはに、是等うちの子」とともに、春の朝、冬の夕、夙に起き、夜半に寐ぬ、三百六十日、たちはたらくは即ち小野氏にぞある、自ら手傳かけ、念佛の聲口を絶たずして、炊きては掃ひ、稱名もろどもに「うちの子」の爲に、憂ひ悲み、二百餘人を一子の如くはぐくみ慈むは、氏が妻にこそ。氏夫婦の恩厚は慈悲より慈き出でたるもの、其勞苦は慈悲の心より自ら溢れ出でたるもの、氏等夫婦の爲には、忍辱も勞苦も、更なる勞苦忍辱にあらすして、かくせでは居られぬなり。氏等を見て、勞苦なり、忍辱なりとするは、是他の心よりはからひたるものにて。氏等夫婦は、始終其物置きの如く粗雑なる慈善院の中に起臥し、「うちの子」と共に食ひ、共につとめ、一家團圓をして、自他の區別なく、自己の物の失せるにも關らず、爐を圍みて安坐する翁媪のるも顧着する所なく、無我にしてはたらき、無心にしてつとむるなり。人あり、此別世界に入りて、氏のさまを見れば、浮世の心毫髪も起らず、無我無欲の世界に遺遙して、心は天と共に高く、地と共に廣きを覺ゆるは、氏が徳の然らしむる所なり。氏は納にして人を服するの辯なく、野にして人を喜ばすの貌なきも、粗野の貌、無言の間、能く人を感せしめ、人を服するは、氏が満腹の慈悲、満身の哀憫の爲せるわざなり。二百餘人の「うちの子」を見れば、五体の壯健なるものは、少くして、嬰兒又は癆疾不具のもの、冤囚のもの、或は自分の身さへ自由ならざる翁媪なきのみ、かしての教化院にて救

助の手に洩れたるもの、この慈善院にて頼みの綱を失へるものは、皆氏が子として養ひ、女として育つるものなり。さればにや、其中には間々悪しき心を起し、よからぬ行を爲すものあれども、氏は是等の事には全く無頓着にして、是等不肖の徒にも其慈悲の涙は盡くる時なく、氏が眼には不具なる子は可可愛きはなきもの如し。穢きも厭はず、汚れも嫌はず、欲も離れ、徳もすて、唯一筋に可愛きは親の慈悲なり。何の理由もなく唯惘然なるは親の涙なり。行先頼みある子をのみ愛して、ふがひなき子を捨つる親ありとも覺ゆす。さるを、世には慈善の爲にすといひつゝ、行末の頼みなきものは棄てて顧みず、見込のつかぬものは救助せんとせざるもの多かり。かの耶穌教者の慈善なるもの、さまを見て、この事の殊に多しと思はるゝは、あながち僻目にもあらぬべし。耶穌教の慈善も、教化も、皆是其教法を弘めんとするが爲に行ふものなれば、親の慈善の其中に見出し難きも理りならんかし。欲もなく、利もなく、名をも離れたる氏は、よるべきなきもの、頼みなきものを見ては、よりに過ぎ、あたにのみ見るを得ず、可愛しとの一念より皆「うちの子」としてやしなひはぐ、ひなり。氏が慈善こそ、無垢のものなれ、清淨のものなれ。無縁の大慈悲とはこれをやいふらむ。

氏が慈善に身をよせたるは、三十餘年のむかしよりにて、其間一日も無縁の慈悲心を失はずとぞ。世にも類ひなきものあり。氏は殊に其名のあらはるゝを厭ひて、其慈悲のたらしめをのみ氣つかひ居れども、隠れたるより顯はるゝはなしとや。過つるむかし、いづこより、いかにしてか、氏が事をさゝたりけん。ニコライ氏或曰く飄然として遙々加州に至り、あつく氏をねぎらひ、神は必ず氏の業を助くべきよしをいひて去れ

(明治三十一年十二月廿六日遞信省認可)

りとか。ニコライ氏が氏を尋ねつるは、今はむかし、汽車へに通はざりし時なりと。これをや、けに友あり遠方より至るといふべき。さるにても、氏が名はいつか千里の外に傳はれりけむ。ニコライ氏のおどつれたるを初として、其後耶穌教者の氏を尋ね來て、その教をとき、神の道をとくもの、さはに多かるよしなるも、氏夫婦はつとに彌陀の本願をたのめるもの、氏等の慈悲は佛恩報謝の經營として、佛行を行つゝあるものなれば、愈々念佛の難有きをのべつゝ、わき目もふらずして、一心に無垢の淨行をはげむといふ。

(次號には氏が是來の經歷をのべむ)。

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文は應ぜず
 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵代用の節は五厘切手にて一割増の事
 一、本誌の定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全	國
金貳錢五厘	金五錢	金叁拾錢	金六拾錢	無	減送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛名的事
 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地佛敎徒國民同盟會出版部」とせらるべし

明治三十一年十二月三十日印刷

發行所 東京市本郷區駒込吉祥寺町十八番地
 編輯人 東京市本郷區新町十五、十六番地 郎
 印刷人 東京市本郷區森川町一番地 郎
 發行所 東京市本郷區森川町一番地 佛敎徒國民同盟會出版部

政教時報第壹號附錄 一月一日發兌

祝辭

時報發刊祝辭

鳥地 賦 雷

古へに曰く「目の羅、鳥を得る事能はずと、然り衆目羅列する所、獵漁の事方に成る、ア、同心戮力の事業に必要なる、何ぞ管羅網の事のみならんや、佛敎國民同盟會の名、一たび社會に唱へ出られしより、遠近響應、贊同入會する者日月に多く、殆ど萬川朝海の勢ありて、此に其基礎已に立ちしを以て、新に政教時報てふ雜誌を發刊し、之を機關として事業進歩の功績を促す事となりたるは、佛日光耀の盛事、余奚そ一言の祝辭を寄贈せざるへけんや、願るに本會創立着手の際、余北越巡教にて不在ありしを以て、其狀況を詳知するに由なしと雖も、要するに眞鴨監獄教誨師問題及び根本的改革てふ論文問題は、正しく本會創立の導火線にて、彼の信願爲因疑謗爲緣の祖語に考ふれば、如彼沒理背義の狂暴言動は、却て一般佛敎者に衝動を與へ、佛敎國民の同盟を喚起し、多年長夜の懶眠を覺醒し、活潑な地扶護の盛事に、奮勵興起するに至らしめしは、奚ぞ知らん佛祖善巧の方便、假りに某々等を誘惑して、以て彼の調達聞世興逆の事緣に繋せしめしには非ざる歟、佛種從緣起の經說に照すも、眞に是れ一大興隆佛法の、幸機運に遭遇せし者と云はざるへけんや、

且夫れ佛敎國民同盟の必要なる、最も今日魚眉の急に逼れるものにて、從來佛敎家の關典たる、此教法を以て、僧侶の私有物視し、一般國民は無關係の看を爲し、之か興隆護持の事に於けるも、只僧侶一身の負擔とし、一般國民は興り知らざ

る者の如くして、只殿堂建立維持の負擔に任するのみなりしは、其任務のある所を忘れたる者と云ふへし、佛に四部の弟子あり、教法の衆多なる、應病與藥に出れば、在家出家何れか、佛の平等一子親眼に洩るゝ者あらん、然れば其國弘道の教法は、其國人民の共有にて、其教法の盛衰隆替は、其國人民の利害禍福に關せり、奚ぞ之を傍觀坐視、秦越肥瘠に附すへき者ならんや、今や國民同盟提携、以て佛敎扶護の事に從ふ、活潑な地、方嚮を進越の事業に取る時は、佛敎前途の發達、立て期すへき者あり、此に燕言を筆して、聊か時報發刊の祝辭とす、

政教時報發行を祝す 南條 文雄

政教時報發行せらる、因て之を祝し、且つ之か辭を作りて曰く、政は政事にして教は宗教を謂ふあり、抑政教の人類に於けるは父母の子女に於けるが如き歟、古に曰く君は民の父母ありと、又曰く赤子を保んずるか如しと、父たる者は外嚴にして内寛からざるべからず、母たるものは外寛にして内嚴ならざるべからず、寬嚴其中を得、庭訓其宜しきを得て、兒女始めて公正の薰陶を受け、其所生を悉しめざることを得べし、本邦千有餘年治國の上に於て大多數の民人に對し、慈母の任を負ひし者は佛敎あること論を待たず、然るに輓近風俗刻薄にして徒らに心を功名に馳せ、往々敦厚の風を失ひて、單に嚴酷を主とす、而して宗教の人心に必要ある所以を知らずして、心の安立する所なきが故に、富貴に淫せられ、貧賤に移され、威武に屈せられて、大丈夫兒の面目を失ふ者尠からず、父なくんは何をか恃まん、母なくん何をか怙まん、心地觀經報恩品に曰はく、諸の世間に於て何者か最も富める、何者か最も貧しき、慈母堂に在り之を名けて富とし、慈母在らず、

之を名けて貢とす、悲母在る時を名けて日中とし、悲母死する時を名けて日没とす、今や政教時報發行せらる、之を以て謂ふ所無宗教の孤子の心中にも日中の想當者の想を生せしめざるべからず、其任や重大にして其道や遼遠なり、是時に當りて唯要する所は信力の確乎として抜くべからざる者是非なり、自覺を他は佛陀の徳なり、之を能くせざる者は未だ信心を得ざる者と謂ふべし、勉めざるべけんや、因て期望の一端を録して祝辭に代ふ、

巨人出

釋 宗 演

由來世人か蓋代的巨人の世に出興せんことを望むや尙矣、政治家然り、宗教家然り、教育家然り、經濟家然り、然れども多くの人が夢想せる巨人とは世界の帝王にあらざれば孤島の四客、亂世の英雄にあらざれば太平の姦賊に育たる者を意味す、是の如きの巨人は寧ろ野蠻時代暗黒時代野蠻時代に於て之か崛起を希ふべきのみ、今世設し此不具質の巨人出るあらば是れ時の不祥なり

予か所云巨人は之に異り、箇の大信仰あり、大德行あり、大慈悲あり、大主義あり、大目的ありて、而して天上天下唯我獨尊の大抱負ある底の巨人を指すなり、這回新に頭を擡けたる佛敎國民同盟會を以て一箇人格と假定せば、稍々箇の救世的巨人に近きものか、非か、

曩の暴動獄獄政師事件は猶燎たる一星火に過ぎざりしなり、然るに星火は爆烈して爲宗護法の毘藍風に和し、炎々として天に漲り、今や延びて政教問題の曠原を焚蓋し去らんとせり、

嗚呼火か、予は益々此聖火を煽動して國民の心的あらゆる汚穢、醜陋、腐敗の跡を勅絶して、歸て正義、光明、雄大の淨

利を此地上に建設せんことを熱望するものなり、其公認非公認を以て宗教を上下するか如きは蓋し之か諸餘のみ、

政教時報の發行を祝す 與 田 貫 昭

佛敎の我國に入るや、能く國家の性格に適合して、上下一般の信仰を得、其熱誠信仰の運用を以て、皇化を翼賛し、風教を維持し、文物諸般を發達し來り、千有餘年の星霜を経たりき、然るに明治維新に際し、排佛毀釋の説唱へられてより、貴となく、賤となく、祖先傳來の信仰を無視し、無宗教を以て還て人に誇示するの風となり、信侶は狼狽なす所を知らず、終に佛敎は運爲の活力を失ひ、世は益々道義の廢弛を致し、有志の士之を慨歎する久しかりし、今や佛敎各宗の檀信徒諸士は同盟會を起し、且つ其會報を發刊し、大に爲すあらんとするを聞く、豈に歡喜贊同せざらんや、惟ふに目下國家多事、宗教の事業又繁劇なり、諸士が熱誠の信仰を運用して、佛敎の改善を謀らるゝときは、必らず國家の改善を謀るに至り、國家と佛敎と共に隆盛福利を得るに至るや必せり、茲に燕辭を願みす一言を祝すと云ふ、

政教時報の發行を祝す 加 藤 行 海

物質文明の皮嚢に飽きたる日本は、今正に精神的文明の實質を要求す、明治卅二年は我日本が形式的文明より精神的文明に轉進して其眞髓を味ふべき好時機たるなり、如何にして國民の信仰を強國にし、如何にして國民の道徳を刷新し、如何にして社會の改善を企畫すへしかば、一に佛敎國民の双層に擔ふべき大責任なり、余や寒村の一老僧、學淺く年老以、私に其無能を耻づるのみ、今年佛敎徒國民同盟會の創立と、政教時報の發行を聞き欣喜に堪へず、遂に一書を寄す以て同盟會の隆盛を祈る、

政教時報の發行を祝す 井 上 圓 了

宗教の興廢は主として政治上に於ける勢力の如何に關す故に宗教家たるものは、く政治上に加りて大々的運動せざるべからず決して通世俗唯一に政府の命に黙從するが如きは今日の宗教の爲す所にあらずなり余夙に此に見る所ありて先年歐米より歸朝するや公認政教問題を論じて各宗本山當局者に謀りしも時機未だ熟せずして其議遂に容れられざるに至れり余此に於て一切政教問題を放棄して爾來教育一途に従事し復た政事を議せざるも今や佛敎徒國民同盟會諸士が大に奮て政治及社會上の問題を討議し就中公認政教制度を論じて廣く天下の輿論に訴へんとすと聞く余蓋豈兩手を擧げて賛成せざるべけんや此に一言を陳して諸士の健康と雜誌の永續とを祈る

祝 詞

大 内 青 巒

氣運は迫れり、佛敎徒たる者大に憤起すべきの氣運は迫れり、日本の佛敎は今や之を圓頂編衣の徒に委すべきの時に非ず、苟くも佛陀の教法を信するもの、須く覺醒一番して以て之か衰運を挽回せざる可らず、試みに思を將來の教界に致せば、佛敎の運命岌々乎として夫れ危うからずや、改正條約の實施は今や目睫の間に迫るも、政教の關係は紛然然然其歸一する所を知らず、上爲政者に一定の方針なく、下國民の態度に確固たる信念の存するあるなし、是時に當て國民同盟會設立の聲を聞く、余豈常に居士の佛敎を唱道する者、豈に欣喜雀躍の念に堪へざらんや、余蓋は現時教界の形勢に見て其底底の速かに確立せられ、佛敎擁護の一大機關たらんことを祈れり、果せるかな、其聲今や天下に響騰し、全國幾百萬の佛徒は憤然奮起して此旗下に集り、若々其綱領を現實にせんと期し、政教時報を發刊して以て彼此の連絡を謀り、全國一致

して其運動を共にせんとす、何ぞ其弊の美にして其行の壯なるや然りと雖ども、佛敎者の企計する所由来排外思想を含蓄するものと誤認せられ、夫が爲め、往々にして其事業の進行を阻害せられたるの跡ありしは余蓋の深く恨みとすることろなりき排外思想の不可なる國より言を俟たす余蓋は諸士に於て斷然之なきを信すと雖ども、深く其言動に注意して道徳無意義なる誤解を避けざる可らず聊か祝意を表し、一片の蕤心を寄せて祝詞とする事然り

政教時報の發行を祝す 大 草 惠 實

勇猛精進は一切の群類が苦界を轉じて樂界を得べき一大原因なり、大無量壽經によるに、法藏菩薩四十八願を成就して、本師法王の阿彌陀如來とあり給へるは、實に精進忍辱不悔の力あり、釋尊の成道は勇猛精進に由れり、その五十年間、妙法を演説して、滔々擡まざるの相好は、實に勇猛精進の現實なり、觀音上人越後に流罪せられて、淨土眞宗に始めて基ぬし、蓮如上人山門僧の爲に本願寺を燒燼せられ、諸處經廻の結果、却て淨土眞宗の中興を成就せり、古來高僧大徳、皆勇猛精進の英姿を存す、其願境に投するや、發して諄々懺まざるの説法とあり其道境に臨むや、立るに惡魔を降伏して編風又當るべからず是れ實に佛敎の今日に至れる所以なり

今や佛日其光を蔽め、蟪蛄蚋蝮、頻りに無宗教風を煽動して大法場裡人跡將に盡きなんとす、學佛の徒、當に勇猛精進の遺風を仰ぎ、大鐵槌を持し、毅然として起つべきは此時にあらむ、聞く政教時報は勇猛精進なる一團を代表するの法體にして、今や將に一團を率ゐて魔界降伏の征途に上ると、豈快とせざらんや、豈祝せざるべけんや。

佛教徒國民同盟會規程

第一條 本會は本部を東京に置き支部を東京各府其他各府商部市等の便宜の地方に設く

第二條 本部は本會一切の事務を處理し又全會員を統率するの任務を有す

第三條 支部は必ず會員五十名以上を有して其部を統一し本部と連絡を保つもの任務あるものとす

第四條 既設及新設の佛教團體にして本會の主義に賛同提携せんとするものに對しては本會は喜んで之と連絡を保たんことを期す

第五條 支部は其部に屬する會員名簿點數を調査し本部へ備置き支部は本部備付の爲め本部事務所へ送り又末項規程の會費を徵集して之を其部の經費に充て殘餘あるときは之を本部の經費及基本金の内へ送附すべしものとす

第六條 會員は俯借を除き佛教信徒たるものとす

第七條 會員中名譽會員特別會員の或種を設く

第八條 名譽會員は皇族華族貴族兩議員、社會に於ける名望家及有数の學者を推して之に當らしめ特別會員の資格は第壹回幹事大會の議決によりて之を定む

第九條 本部には左の役員を置く

總務一名(推選) 會頭一名(推選) 副會頭一名(幹事大會にて選挙) 幹事長一名(幹事大會にて選挙) 總務員十名(住の會員より選挙す) 會計總務二名(幹事大會にて選挙)

第十條 支部には前項第十名以上の其部の會員より選舉し商議員の互選を以て一名乃至十名の幹事を置く

第十一條 支部は其部一切の事務を處理し幹事は毎歲一回東京に於ける幹事大會へ出席し本會全體に關する諸議案を議決するの權利を有す

第十二條 本會の經濟は本會の資本金を以て維持す

第十三條 本會の資本金は會費及有志者の寄附金より成立す(但し本會基本金支部の經費に關する要目は第一回)

第十四條 會員たるものは會費として毎月貳圓つゝを納出する義務あるものとす

第十五條 會計の決算は本會月報を以て報告す

第十六條 本會は毎年四月東京に於て幹事大會を開き本會重要の事項に討議す

第十七條 第一回幹事大會に至るまでを創立期とし第二回幹事大會の時を以て本會の成立期とす

第十八條 成立に至るまでの事務は發起人に於て之を處理す

第十九條 本會會員二萬人に達したるときは機關新聞を發行す

第二十條 機關新聞發行までは毎月二回月報を發行するものとす

第二十一條 會員の數等は本會成立の後幹事總會に於て之を定む

第二十二條 本會規程は幹事總會の決議によりて之を變更することを得

第二十三條 入會せんとする諸君は住所姓名職業年齢を明記し捺印して其言本部へ申込まるべし

第二十四條 本會の支部を組織せんとする諸君は其部に屬する會員の姓名住所職業年齢を明記せる姓名簿(用紙美濃紙十二行)を其部の幹事及商議員の姓名簿を添へて其由を申込るべし

第二十五條 本會と連絡せんとする佛教團體は直ちに其旨を本部へ申込まるべし相互の關係の如きは兩會の役員交渉の上便宜の協定をなすべし

第二十六條 本會員にして我國誌と衝突し佛教者の體面を汚す言行を爲すものあるときは退會を命ずべし

廣 告

佛教徒國民同盟會廣告

本會の規定に従ひ全国各地に於て同志會組織被下候
本會は當分一切會費を徵集不仕機關左様思召被下候
各地團體及有志諸君の御運動(詳細本報上欄被下候)
間運動起請より現今に至るまでの狀況御詳被下候
本會を以諸氏は政教時報御購讀被下候御購讀の諸君は
大至急申込可被下候可相成は各團體にて部取取纏めの上
申込被下候は、雙方の便宜に御申候
時報は實費のみを申受候次第に御座候間御購讀諸氏は前
金を以て御申込可被下候

私立 京北尋常中學校 一月中間 校の協定

東京小石川區香學館内 設立者香學館主井上園子

東京市本郷區駒込吉野寺町十八番地發行所編輯人若名段一耶 東京市本郷區新井町十五十六番地印刷人木村小一耶 東京市本郷區森川町一番地發行所佛教徒國民同盟會出版部